

項目	意見の概要	考え方
案全体	改正の対象となる日当は手当に相当するものと理解される。令和5年度の人事院勧告では、委員、顧問、参与等の手当については、指定職俸給意表の改定状況を踏まえ、改定を行うこととしているのであるから、算出に当たっては、指定職俸給表の改定率である0.3パーセントを根拠として累積計算するのが適当である。(個人)	独占禁止法の調査手続における参考人及び鑑定人の日当の上限額の改定に当たっては、従来から、参考人等に公的役務を果たすことを求めるものであることを踏まえ、人事院勧告における一般職の職員の給与勧告率を考慮し、かつ、端数処理するに当たっては、参考人等の日当の上限額の改定率が、人事院給与勧告率を下回らないように配慮してきました。また、日当の上限額は、これまでも、民事訴訟費用等に関する規則（昭和46年最高裁判所規則第5号）に定められた、訴訟における証人及び鑑定人の日当の金額にならって水準を決定し、改定を行っています。
案全体	参考人及び鑑定人の日当を人事院勧告の勧告率に準じて設定する理由は何か。(不明)	今回の改定に当たっても、同規則と並びをとり、令和5年度の人事院勧告における一般職の職員の給与勧告率である0.96パーセントを乗じた結果算定された金額に、従前どおり50円単位で端数処理した金額としています。
案全体	従前どおり50円単位で端数処理するとのことだが、1円単位で定めない積極的な理由は何か。(不明)	今回の改定に当たっても、同規則と並びをとり、令和5年度の人事院勧告における一般職の職員の給与勧告率である0.96パーセントを乗じた結果算定された金額に、従前どおり50円単位で端数処理した金額としています。
案全体	公正取引委員会において、参考人及び鑑定人に日当を支払う場合とはどのような場合か。過去に支払った実績はあるのか。(不明)	独占禁止法第47条第1項第1号若しくは第2号又は第2項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、手当を請求することができます(独占禁止法第75条)。 過去5年間確認しましたが、支払った実績は確認できませんでした。
案全体	その他の行政機関で定める参考人及び鑑定人の日当の額との差異はあるのか。(不明)	当方では承知しておりません。